

キャリアアップ助成金（人材育成コース）

平成29年4月1日改正

有期契約労働者、●一般職業訓練（Off-JT） または ●有期実習型訓練（「**ジョブ・カード**」を活用したOff-JTとOJTを組み合わせた3～6か月の職業訓練）を行った場合受給できます。

<チェック項目>

- ☑ 社会保険に加入している事業所（加入義務がある場合）
- ☑ 雇用保険適用事業所ごとに、キャリアアップ管理者を置いていること
- ☑ 雇用保険適用事業所ごとに、対象労働者に対し、**キャリアアップ計画**と訓練計画を作成し、認定をうけていること
- ☑ 実施期間の開始した日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に事業主都合により解雇等をしたことがない事業所

助成額・助成率

1 訓練コースにつき以下の額を支給します

●Off-JTの支給額

賃金助成・・・1人1時間当たり **760円（475円）**
※**≪960円（600円）≫**

経費助成・・・訓練時間数により上限額が変わります。
訓練修了後、対象者を正規社員に転換した場合上限が上がります。

100時間未満10万円（7万円）→ **15万円（10万円）**

100時間以上200時間未満20万円（15万円）→ **30万円（20万円）**

200時間以上30万円（20万円）→ **50万円（30万円）**

※実費が上記を下回る場合は実費を限度

●OJT分の支給額

実施助成・・・1人1時間当たり**760円（665円）**
※**≪960円（840円）≫**

<1年度1事業所当たりの支給限度額は1,000万円>

※一般職業訓練の場合、訓練時間が**20時間以上**であること

※1人当たりのOff-JTの賃金助成時間数は1コースにつき、1,200時間が限度

※1人当たりのOJTの実施助成時間数は1コースにつき、680時間が限度

支給額（ ）内は大企業の額

～モデルケース～

- ・情報通信業 ・従業員30名・生産性要件が向上
- ・平成29年2月10日 キャリアアップ計画書提出
- ・平成29年4月1日 3名 契約社員有期実習型訓練を開始
(期間6か月 Off-JT43時間 OJT382時間)
Off-JTの一部を外部へ依頼（費用15万円）
- ・平成29年10月1日 訓練修了した対象者を正規社員に転換
- ・平成29年10月31日 助成金申請

1,374,000円受給!

助成金の制度、要件等は資料作成当時のものです。現在ご覧になっている助成金の制度、要件等が変更になっている可能性があります。詳しくは弊法人助成金担当または労働局へ直接お問い合わせください。

